

平成18年第5回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成18年8月1日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議会運営委員会委員の辞任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 委任専決第 6 号及び委任専決第 7 号
(損害賠償の額を定めることについて 他 1 件)
- 第 8 議第 7 6 号 工事請負契約について((仮称)野洲市学校給食センター
一新築工事 (機械設備工事))
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長 (荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 3 名であります。定足数に達しておりますので、平成 1 8 年第 5 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第 1)

議長 (荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 3 名、欠席議員 1 名。欠席議員は第 1 6 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、平成 1 8 年第 4 回野洲市議会定例会において可決されました野洲市民生活を支え

る道路の整備促進と財源の確保に関する意見書につきましては、平成18年6月28日付をもって、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたのでご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、議席の一部変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議員の所属会派異動に伴い、お手元に配付した表のとおり議席の一部を変更します。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第21番、林克君、第23番、河野司君を指名いたします。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、議会運営委員会委員の辞任を議題といたします。

本件については、第1番、三和郁子君の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、同君の退席を求めます。

(1番 三和郁子君 退席)

議長(荒川泰宏君) 議会運営委員会委員の辞任については、委員会条例第13条第2項の規定により、議会の許可事項となっており、このたび第1番、三和郁子君から議会運営委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長(山中重樹君) おはようございます。それでは、辞任願を朗読いたします。

辞任願。今般、野洲市議会の申し合わせにより、平成18年8月1日をもって議会運営委員会委員を辞任いたしたく、委員会条例第13条第2項の規定により許可されるようお願いいたします。平成18年7月27日。野洲市議会議長、荒川泰宏様。議会運営委員会委員、三和郁子。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

第1番、三和郁子君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、第1番、三和郁子君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。除斥議員の入場を許可します。

（1番 三和郁子君 着席）

（日程第6）

議長（荒川泰宏君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、指名したいと思っております。

それでは、議会運営委員会委員に第7番、西本俊吉君を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第7番、西本俊吉君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

（日程第7）

議長（荒川泰宏君） 日程第7、委任専決第6号及び委任専決第7号（損害賠償の額を定めることについて、他1件）を一括議題といたします。

それでは、市長より報告を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成18年第5回の野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席をたまわり、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、報告事項といたしまして、委任専決処分の報告が2件、また、議決案件といたしまして、工事請負契約1議案につきましてご審議をいただくものでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、委任専決第6号並びに第7号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

まず、第6号につきましては、平成18年2月3日、市道において発生した自転車転倒による運転者の骨折事故について、損害賠償額を7万630円と定めるものであります。また、第7号につきましては、平成18年5月15日、市道の陥没が原因で発生した自動車の損害事故について、損害賠償額を2万8,927円と定めるものでございます。

以上の2件の事故につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものでございますので、どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

(日程第8)

議長(荒川泰宏君) 日程第8、議第76号工事請負契約について((仮称)野洲市学校給食センター新築工事(機械設備工事))を議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第76号の工事請負契約の締結につきましては、(仮称)野洲市学校給食センター新築工事の機械設備工事の契約でございます。本件につきましては、建築本体工事、厨房設備工事、電気設備工事及び機械設備工事の4つにそれぞれ分離を行い、建築本体工事、厨房設備工事及び電気設備工事については去る6月13日に執行いたしました入札の結果に基づき、去る6月議会で議決、承認をいただいたところであります。残る機械設備工事については6月13日の入札が不調となったため、議案提案ができませんでした。

そこで、業者を入れ替え、同じ仕様と同じ予定価格で7月の12日に再度入札を実施いたしました。残念ながら指名業者の辞退により契約が成立をいたしませんでした。第1回目に10社全社辞退、第2回目に12社全社辞退という異常な状態でございますので、設計業者の株式会社山下設計の担当者呼び、不調となった理由についての分析を行いました。設計価格には特に問題はないとの見解でございました。

しかしながら、2回もの不調という結果を知り、厳粛に受けとめ、契約審査会では契約済み工事への影響、特に工期を考えると、建築本体工事の請負人である戸田建設株式会社と同一仕様で予定価格の範囲内で随意契約によって発注しかないとの結論が出され、このたび入札を実施したところでございます。

つきましては請負契約2億9,295万円で請負人を戸田建設株式会社大阪支店と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（挙手あり）

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開時間につきましては、事務局より追って各会派に連絡いたしますので、控え室等で待機願いますよう、お願いいたします。

（午前9時12分休憩）

（午前9時47分再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案質疑通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 議第76号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（機械設備工事））について質問いたします。今回2回も不調だった機械設備工事について、戸田建設に対し随意契約をするための提案ですが、2回とも全社が辞退をするということは前代未聞です。1回目の全社辞退ということが6月議会で明らかになったときに、文福常任委員会で何か理由があるのではないかと。2回目入札ということになれば、市内業者でなく、県内・県外業者になるのではないですか。公共事業はできるだけ地元発注し、税金を還流する必要があると発言をいたしました。そのときの答弁で、行政には何ら問題はない、地元業者が値を高くするために足並みをそろえているのではないかと言われました。

2回目、総入れ替えをしても12社とも辞退という状況でした。このような状況は地元業者が値を高くしているというような事態でないことは明らかではないでしょうか。この点をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

また、採算が合わないような赤字まで出して仕事を引き受けても、次の仕事で黒字になるようなことがなければ、辞退をされても当然ではないでしょうか。2回とも不調になったときに、業者から事情を聞くと言われましたが、どのような内容だったのでしょうか。入札の価格が原価を切っているというような声も耳にします。答弁を求めたいと思います。

また、設計をした山下設計は、野洲市ではどのような建物の設計をされたのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。今回、戸田建設が随意契約で仕事をされますが、機械設備工事について2億9,295万円です。今後追加補正は絶対はないのか、確認をしておきます。

また、今後、野洲市の公共事業について、提案型は膨大な資料が必要になり、大手ゼネコンしか受注できず、地元業者が請け負いきれないようなやり方となっています。分離発注で地元業者の育成をしようとされるならば、提案型ではなく、行政が仕事の仕分けをして本体、電気、機械工事ぐらいの大枠の仕分けでなく、もっと細分化してやれる仕事を分けて出す必要があるのではないのでしょうか。

今回の機械設備工事でも、地元業者でダクト工事、ガス工事、衛生設備工事、配水管工事、冷温水配管工事、雨水利用施設などは、分ければ手を挙げられる業者があるのではないのでしょうか。このようなやり方は、行政にとっては大変な仕事となります。1業者の現場監督に任せておけないのです。行政が現場監督もする必要になります。しかし、地元で直接仕事を出せば税金を還流することができます。

入札制度そのものを見直す必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、第2回目の不調の後の業者から聞き取りをいたしました結果ですが、入札関係の見積書を任意で提出をいただきました。その内容を確認いたしました。それぞれの総計、入札予定価格に対する価格につきましては上回っていたためということでございましたが、内容を見ますと、各工種ごとではやはり得意分野、そうでない分野がございまして、金額のオーバーする部分、それより下回る部分等いろいろありましたが、合計額ではすべて予定価格を上回っていたというようなことでございました。

それから、原価割れということですが、設計確認をいたしました結果、原価は割っていることはないというふうに考えております。それから、山下設計の野洲市での建物設計ですが、これにつきましては図書館が該当いたします。

次、3点目でございますが、今後の追加補正についてでございますが、絶対とは言い切れませんが、不測の事態が発生する場合もございますので、現在のところ補正等は考えておりません。

それから最後になりますが、分離発注についてのご意見として伺っておりますが、分離発注の細分化ということでございますが、現在のところ3種なり4種の工種の分離発注を基本に置いて考えておりますが、それ以上の細分化につきましては工期、それから費用等の面も考えまして、現在のところ考えておりません。

それから入札制度の見直しにつきましては、現在のところ完全と言い切れるものではないので、今後の検討課題と考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 今のご答弁ですけれども、見積もりはそれぞれ上回っていたということで、しかし得意分野に関しては低い部分もあるという。だから、細分化をすれば、それぞれの、この中に書いておりますように、配管のダクトの部分での業者だったら自分のところの得意分野であろうでしょうし、また配水管というふうな管工事、それもその業者に出せば得意分野だと思うのです。今言われた工期とか費用もあり、考えていないということをおっしゃいましたが、それぞれの得意分野が仕事をされるという意味では、ぼーんと機械設備という形で、これだけたくさんの仕事を1社に出すというのは、ある一定、得意分野でないところは他の関連の業者に頼まなければならないというような状況になりますよね。

だから、そういう意味におきまして、やはりもっともっとできる分野の細分化もしてやれば、費用を逆に安くできるのではないかという思いもするのですが、そういう考え方はないのでしょうか。

それと、今言われた山下設計、設計業務委託に3つで5,700万円払うことになっていきますね。ちなみに、甲賀の東部学校給食センターというのが昨年完成いたしました。ここが5,500食。野洲はそれの1.4倍ぐらいですね、7,000食というのですから。ここでの設計業務の委託は3,517万円ということで、野洲の場合は設計と管理業務委託にほぼ1.6倍のお金を山下設計に出しております。規模的に5,500食と7,000食ですから、単純でいくと大体1.3倍ぐらいなのですね。今回見てみますと、この甲賀の東部学校給食センターと比べますと、建築本体工事は1.3倍の金額ですし、また厨

房設備工事も1.3倍の金額になっています。そして、電気設備では1.2倍の金額になっております。

しかし、今回のこの機械設備工事は1にもならない。0.9なのです。面積的にも規模的にも大きいような状況の中で、どうしてこの機械設備だけが0.9になるのかというところが、設計業務委託も1を上回っているにもかかわらず、ここだけがどうしてこれだけの削り込みがされたのかというのが、山下設計そのものが設計に全く異論はないというのか、自信を持って出されたという、その数字そのものが私は問題があるのではないかというふうに思うのです。だから、2回もの機械設備工事に関して辞退が出たのではないかという部分があるわけですが、この点について山下設計に問い合わせても、きちっとした設計見積もりをしているということで、原価割れにはならないということを答弁されましたけども、本当にそうなのでしょうか。全体を見渡してみて、やはりこれだけが何かちょっと異常に映るのですけども、この点で行政はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

戸田建設に随意契約をしたということですが、山下設計は図書館もされたと。図書館は戸田建設が入札を落とされたということを思いますと、山下設計と戸田建設は何かつながっているのではないかという思いはしませんか。そういうような素人的な感覚で思うのですけども、本当にもう少し公正といいたいでしょうか、誰が見ても、そうだなと思うような入札にしていけないと、これは何かを感じるというのは私だけではないと思うのですが、この点について行政はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

ですから、入札制度そのものをやはりもっと見直すべき課題であろうかと思えます。今後の検討課題だということをおっしゃいましたが、どのように市民誰もが納得できるような入札制度にされるのか、内容をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございますが、私の方でお答えできるものをお答えさせていただきます。

まず分離発注の関係の細分化のことですが、現在のところ、これ以上の分離をする考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。それから、もう一点、戸田建設と山下設計のつながりのことをおっしゃいましたが、私どもはたまたまであったというふうに考えております。それから、入札制度の見直しにつきましては、どのような内容かとおっしゃいますが、今後の検討課題と申し上げました。今後のことですが、内容のところ

まではまだ触れるところまで行っておりませんので、これもご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 野並議員の、面積に比較すれば野洲の機械設備工事の費用が少ないのではないかというご質問でございますけども、会派別の勉強会でも申し上げましたとおり、全く同じ仕様ということであれば、そうした議論も成り立とうと思っておりますけども、仕様はそれぞれに異なりますので、我々も甲賀市の内容についてつぶさに把握しておりませんので、比較はなかなか難しいと思っております。

それと、設計金額、設計管理業務に関しますご質問でございますけども、もちろん国交省のそういう設計業務の仕様に基づきまして設計をしたものでございまして、特にこの設計管理業務につきましては委託業務でございますので、最低制限価格もないということで、甲賀市の事例がどうであったかということは承知をしておりませんが、かなり頑張っ受注をされた結果かなというように思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 野洲が当初予算で、この金額以上の予算を見積もっていましたが、給食センターの建設に関して。そこから出発して、この設計業者のところにこの設計から業務委託を含めての金額をはじき出されているのだというふうに思うのですが、そこまでの金額を出されたというのは、全体的な面積なり、大体このぐらいの建築費が要るだろうというような部分であったと思うのです。甲賀の給食センターも一部2階建てということでドライシステムですし、一番今の状況に見合った建築そのものがされていっておりますので。

ですから、今同じ仕様ではないのでということをおっしゃいましたが、大体標準設備だと思うのです、機械設備に関しまして。標準設備の中で、特にそうしたら野洲で言うならば、生ごみの処理設備の工事ぐらいかなと眺めていましてね。雨水や排水、脱臭、衛生、蒸気、冷温水、ダクト、ボイラー、こんなのは標準設備だと思うのです。それで標準設備をしながら面積も広いから、当然工事の費用は、私は甲賀よりも多くなって当然だと思うのですよ。しかも、プラスそういった生ごみ処理設備工事をオンするということになれば、さらにふえていっているにもかかわらず、同じ仕様でないのということがそのまま納

得できないといひましようか、そうかというふうな行政の説明に対して、私を納得させるだけの今の説明ではなかつた。同じ仕様でないと言うならば、そしたら甲賀の部分は、こうこうこういうようなものを使っていて機械設備で2億9,400万円かかっているが、野洲の場合はその内容をこうこうこういうふうにしたから0.9で済んでいる。本来ならば1.3ぐらいの費用が必要だけでも、こういうことをやったというぐらいの説明をしてもらわないと、同じ仕様でないのてというぐらいでは私が指摘したのに対しての回答になっていないと思ひますが、お答えをお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 再度のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。野並議員、標準的に共通する部分があるからそれほど変わらないというご指摘でございますけども、やはり建築物というのはいろいろ建てる場所、あるいは、どんな機器でどんな程度まで、例えば機械設備能力を期待するのてという点におきまして非常に異なるのではないかとこのように思ひます。そしてまた、今般の設計にあたりましては当然、いわゆる定価ベースから民間の市場実績取引ベースということてかなりそれぞれの工種におきまして厳しく査定をした結果でございますので、ご理解をいたきたいと思ひます。

そしてまた、先ほどおっしゃいました設計金額のてでございますけども、設計業務の仕様といひますか、その費用を見積もるに際しまして、工事価格というよりはその工事のどこの内容の設計をするということも非常に大きな要素でございますし、先ほどの答弁でも申しましたように、いわゆる委託業務につきましては最低の価格が設けられておりませんので、甲賀市の場合は地元の方でかなり勉強されて落札されたこのように伺っております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 初めて今議会より1番になりまして、暗い道を一番に歩くときは危険がないか手探りをしながらこれから歩いてまいりたいと思ひます。

それでは、議第76号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（機械設備工事））に関して伺ひます。

第1点、この工事の入札が不調に終わった理由について、行政側の原因の有無及び入札業者別の辞退理由の説明を求めます。第2点、工事契約先に戸田建設株式会社が設定された根拠を伺ひます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 三和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。先ほどの市長の提案理由にもありましたが、設計内容を分析した結果ですが、設計価格に特に問題はないとの判断をいたしました。それとまた、入札後ですが、業者に対して任意の聞き取りを実施いたしました結果、そこで提出をいただいた業者の見積もりが本市の公表いたしました予定価格を上回ったため、業者が辞退をされたというふうに考えております。

それから第2点目でございますが、随意契約の相手先の選定でございますが、これにつきましては根拠の方ですが、まず随意契約の根拠は地方自治法施行令第167条第2項の第8号を根拠にいたしまして、あと工事関係につきましては最初の契約から一月以上経っているということで、今後の工程等を考えまして建築本体の主体工事を請け負いました戸田建設株式会社を選定したということでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今回の市学校給食センター新築工事につきましては、今の答弁にもございましたけども、市長より不調分析をし、設計価格には異常なしという説明はお受けいたしました。そこで私もこういう建設のところに関しましては素人ですので、確認をしながら再質問をさせていただきますけども、適正な積算見積もりに基づいて予定価格が設定されていることを前提として伺いますけども、予定価格に見合った2億9,295万円、これ税込みで工事契約が成立したことは戸田建設にとって営業的メリットがあるはずですが、予定価格の積算見積もりには当然、工事業者の利益も加味していると思います。予定価格が100パーセントで工事契約をしなければならない根拠、及びディスカウント交渉の余地がなかったのか再度お伺いします。

そして、最後なのですが、先ほどの議員にもありましたが、今回の給食センターの新築工事に関しましてはスタート時から本当に間に合うのかという、こういう冷や冷やした問題点が発生しながら今日に至っております。今後このようなふぐあいが生じないようにするには、行政としてどのような課題を発見し、そしてどのように改善をするのかお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず契約金額のことですが、確かに予定価格の問題ですが、これにつきましては設計金額が少しシビアだったなというふうな感じは受けておるのですが、そのため値引き交渉等は特にはいたしておりませんというよりも、入札という形を1社でしたが札を入れていただきましたので、その件に関しましては、予定価格以下であれば私どもとしては落札者と決定するというようになっておりますので、値引き交渉等はいたしておりません。

それから、課題改善の方法ですが、これにつきましてはかなり私としても悩んでおりますが、具体策として今少し浮かぶものがございませんので、申しわけございません。答弁ができませんのでご了承いただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今回のこういう大きな事業に関しましては、今後こういう事業があるかどうかわかりませんが、やはりこれを機に十分な検証をされまして、また議員の方にもしっかりと理解できるような説明をお願いいたしまして質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 次に、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております議第76号（仮称）野洲市学校給食センター新築工事機械設備工事について、質疑を行いたいと思います。

先ほど2議員が質問をされました。できるだけ重複を避けて質問をしてまいりたいと思います。この給食センターの建設にあたりましては、当初用地確保にあたりましては、農業振興区域を選定し、そこでまず第1段階つまりいた経緯がございます。そしてまた、造成工事につきましても第1回目の入札が不調に終わり、その中で再度設計変更を行い、特に排水の側溝におきましては当初30年周期を見積もっておられましたが、それを10年周期に変更され、1メートル幅の側溝をわずか30センチの側溝に変更したという経緯がございます。また今回の機械設備工事におきましても、第1回目は入札辞退という、また第2回目も入札辞退という今までかつてないようなことが起こっております。

そこで私が思いますのには、この事業に関して、分離発注の盲点が露呈していたという思いを持っております。今までこの入札制度につきましては、できるだけ分離発注は抑えて一括入札にしていく方が市民の大切な税金を使う上でも安く上がるのが必定だと、私はたびたび議会の中でも申しております。先ほど来、地元の業者の育成というお話が出ておりますが、その件につきましては、一括発注した入札に落札した業者ができる限り地元の

業者を下請として使っていくというような基本姿勢に、行政は持っていく方が有利な入札制度が実現できると私は思っております。そうしたことで、今回のこの入札につきまして、これが本当によかったのかというようなことを再度、この入札制度についての見直しの考え方はないのか、これは市長にお尋ねをしてみたいと思います。

次に、山下設計が伊丹市でのセンター建設に関しての状況はどのようになっていたか。今野洲市が行っている給食センターの新築工事とほぼ同等の工事であると聞き及んでおりますが、例えば本体工事あるいは機械設備工事、そしてまた厨房、電気等はどのような業者が入っておられたのか、詳細にわたっての回答を求めます。

次に、7月12日の再入札でございますが、この件につきまして国交省仕様からメーカーの標準仕様に変更をされました。国交省仕様からメーカーの標準仕様に変更ということは、これは同等品を使っていいというような解釈を私はしておりますが、どの部分に関して標準仕様を変更されたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、地方自治法施行令、随意契約の内容について若干触れてみたいと思います。随意契約第167条の4、5、6、7の中にうたわれております。その中の2項目で先ほど私が申し上げました仕様書の変更、この件について予定価格その他の条件を変更することができないというような文言が出ていますね。そうした制約があるにもかかわらず、7月12日の再入札の中では国交省仕様からメーカー標準仕様に変更されているということですね。この地方自治法に関してどのような解釈をしていけばいいのか、その部分についてお尋ねをしてみたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 1点目の入札制度の見直し、これは今の方法は建設業法あるいは地方自治法に定められた方法で入札をやっておりますが、昨今防衛施設庁あるいはし尿処理のいろんな問題で、かなりこの入札制度については議論が出ております。そこで国交省あたりは、もう現に提案制をとっております、入札を押し付けるのじゃなしに提案制をとっている。この給食センターもプロポーザル方式ですから提案制を受けて、その中で5社の中から選択したと、こういうことなのですが、基本的にはやっぱり金額で争うということ自身がいろんな間違いを起こすもとになっておりますので、内容、性質、性格によって物事を決めていくと。こういう方法で、例えば、ここからここまでのトンネルをつくりたい。4車線の道路をつくりたい。どういうトンネルで、どういう道がいいのかという

のは、国はもう提言制で、それを審査してよければそこと契約すると、こういうような方法もやっておられますので、おいおいそういうこともできるのではないかと思うのですが。

ただ、おっしゃるように、やっぱり地元業者の育成あるいは地域の経済の活性化のためにという、我々は安くて仕事をしないといけないのと、もう一つは、地域の活性化のために、地域の業者の育成のためにと、二面性を持っておりますので、その辺がどうもうまく整合性を持っていかないといけない。

だから、野並さんがおっしゃるように、細かく分けよと、これも1つの方法なのです。建設業法では専門業種の登録を持っておれば直接の請負はできますけれど、あるいは鈴木さんがおっしゃるように総合請負であれば経費は安くつきます。諸経費がかかりませんのでね。その辺をどうするかという議論だと思うのですが、私はできるだけ細かく、可能な限り細かく分けて分離発注をして、そして地元の業者でできるものは地元の業者にやってほしい。この給食センターも我々が一番大事にする子どもさんの、特に給食だけではなしに、養育という分も踏まえて給食センターをつくろう、あるいは地産地消もやっていこうということで取り組んだ給食センターですから、私は地元の業者にしてほしかったのです。

それが、総辞退。総辞退ということはもう大きなパンチをもらったのと一緒ですね。どうしようという議論を契約審査会でやっていただきました。これは大変なことでした。しかし設計には間違いはないということですから、再度入札にした。一遍辞退されると、次の入札も何かそんな方向に行くのではないかという思いはしますね。これ以上、私が発言すると問題になりますから。

だから、そういうことで3遍目は地方自治法の随契の規定を活用したと。また、これ、総務部長から説明してくれますけど。そういう方法を考えていくと、これからの入札、まして18億からの工事を、野洲市は将来こんな大きな工事はないと思いますよ、これだけの工事を今一遍にやるということは。だから、こういう大きな工事をするときには、慎重に入札の方法も吟味しないといけないなという思いはいたしますけど、今それでは、どういうふうに変えていきたいと思いますという事は今考えられませんので、おいおいまた検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員ご質問の伊丹市の状況でございますけども、伊丹市に急遽電話照会をいたしました。業者の名前まではちょっとわからなかったのをごさ

いますけども、平成11年9月に供用開始をされた第1センター、これは増築であったようでございます。そして第2センターは改築と。平成12年4月から供用されたというように聞いております。いずれのセンターも6,500食ずつということで、本市と同じように分離発注をされたと。建築本体、厨房、電気、機械ということで4業種に分けてされた。主に市内業者を中心に電気、本体、機械は8社ずつ程度であったと記憶しているという担当の方のご回答でした。厨房については大手3社に、1社ぐらい地元があって4社ぐらいでやったかなということでございましたけども、第1センターか第2センターかどちらかはちょっと記憶がないけども中西製作所と日調がとられたと。他の工事につきましては第1センターも第2センターも1回目にとられた業者が2回目もまた落札をされたということで、建築本体のみにご記憶があったようございまして、伊丹土建株式会社というところが落札をされたようでございます。

それと、国交省仕様からメーカー標準仕様という点についてのご質問にお答えをしたいと思います。この点につきましては、国が定めております統一基準によるよりも、例えば購入機器、冷暖房のファンコイルユニットや、そういうものにつきまして、国交省のいわゆる全国統一の仕様によるよりも、メーカーの社内できっちりと持っている標準仕様による方が機能及び性能が向上するという。そしてまた、この点につきましては仕様の変更というよりは、よくこういう建築工事を出しますと、各業者から質疑書で質問がまいります。それで応答する程度の内容ということで、共通仕様書の表紙の部分でございますけども、そのただし書きに追記をしたというものでございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 鈴木議員の第4点目についてお答えをさせていただきます。

地方自治法施行令の随意契約の項の件でご質問いただきました。入札状況の件ですが、ただいまも教育委員会の方からご返答申し上げましたように、仕様の変更に当たらないという解釈をしていたということでございますし、また万一、おっしゃるようにこれが変更というようになったとしても、この随意契約の以前の7月12日の競争入札と条件は随意契約は変わっておりませんので、この入札条件の変更には当たらないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 再質問をいたします。まず入札制度の見直しでございますが、市長の答えの中ではやはり地域の業者育成のためにという回答でございましたが、ちなみに7月12日の再入札の中で、これ、地域の業者おられますか。どこもおられないですね。恐らく東証一部上場企業あるいは二部上場企業ばかりですね。地域の業者はいったいどこにおられるのですか。どうして、地域の業者、この中で育成ができると思いののですか。第1回目の入札の中では、当然地域の業者が10社の中で4社がおられましたね。7月12日の中では、先ほど私が申し上げましたとおりです。そしてまた、7月18日に9時20分から9時50分までの間に野洲市役所において川尻助役と面談をされておりますが、やはり設計変更はしない。あるいは後は随意契約でやる、地方自治法に即してやっていると。中では時間がないから急ぐ。分離などやってはられない。それでまた、分離発注より一括入札の方がベターだったと。他はすんなり落札したのに設備だけ落ちないのはおかしいというようなコメントをされております。

そうした中で、確かに言うておられることは立派なことを言うておられますが、例えば、この機械設備工事におきましても、これ、分類すると、細分化すると12項目にわたっての事業になっていくわけですね。それは先ほど来、この中で分類をしていけば、それぞれ得意、不得意が出てくるわけですが、今のこの時点で行政の中身を見てみますと、それだけ細分化して事業を遂行していくという能力は全くないと僕は思うのですよ。事務処理も煩雑になっていきます。さまざまな部分で専門職を置いていかなければなりませんね。今、建築主任も建築主事もありません。そうした中での対応というのは非常に難しいと思いません。ですから、今私が申し上げました事業者のことについて、本当に地域の業者を育成するという観点、思いはあるのか、その辺を再度お伺いしたいと思えます。

そしてまた、建築主体工事あるいは機械設備工事も戸田建設ということで決まりました。私は決して反対するものではございません。やはり給食センターというのは子どもたちが一日も早い完成を待ち望んでおるわけですから、速やかな事業展開を図っていただきたいという観点から、私はこう質問しておりますが、戸田建設だけが大手ゼネコンじゃないですね。その他に、日本の中には第一部上場企業の大手ゼネコンがかなりの数を占めております。そうした中での、この件に関してどのような形で対応されていったのか。戸田建設だけ、その他は声をかけなかったというようなことを私は尋ねているわけです。その辺についてのお答えを願いたいと思えます。

次に、国交省仕様からメーカー仕様に変更ということでございますが、当然山下設計は

国交省仕様で出してきました。その中には同等品使用というのが明記されていたのか、明記されていないのか。当然国交省仕様でやっていくといたら、同等品使用というのは表示されていないと思うのです。ただ、一般の民間がやる場合は、例えばポンプだったら今問題のある荏原ポンプを使いなさいというような仕様書がございます。ところが、その裏には同等品使用も可ということが表記されていますね。一般の民間の場合ですと同等品使用というのがうたわれております。

ただ、ここで国交省仕様という部分がメーカー標準仕様が変わったという、ただいま次長がお答えいただいた、その中身がもう一息、私は理解できなかったです。いったいどういうものが項目別に、これは大事なことなのですよ、何と何と何が何品目にわたってメーカー標準仕様が変わっていったのか。そうしたときに価格がどれだけ落ちたのか、そういうこともやっぱりきちっと数字として出してもらわないことには、中途半端な回答では困るわけですよ。私らは、もう当然、山下設計が出している国交省仕様ということで最初から関わっております、考えております。ですから、そうしたものをきちっと出して、例えば一般市民の方に、これはどこのメーカーのを使っていますかと言われたときに、はい、これはこうですよと、国交省仕様からメーカー標準仕様が変わったのでこういうものを使っておりますよという説明ができて当たり前でしょう、議員としたら。だから、そういうことも知らないで、はい、そうですかというわけにはいかないと思います。細部にわたってのお答えを願います。

そして、ただいま伊丹市での6,500食の回答をいただきましたが、これは勉強会のときに私は新築という思いでかかっておりました。山下設計がどこにどれだけの実績があるかとお尋ねをしたときに、伊丹市でやったということだけしか聞いていないのです。今の答えの中では、増築や改築ということですね。それは基本的に6,500食、それでいいと思いますが、やはり山下設計が一から立ち上げたという、そのときの説明がされていないのですよ。だから、私らは伊丹市が6,500食、これが、山下設計が一から手がけたという思いで今まで考えていたわけですね。それが増築や改築や、そういうような答えなのです。全く私らは何のために会派の勉強会をしたのか、さっぱりわけがわかりませんね。それで、改築の部分について、増築の部分について、こんなものは何にも参考にならないわけですよ、山下設計に関して。だから、本来この6,500食の伊丹市というのは山下設計にやっても、私たち野洲市の今のこの新築に関しては全く参考にならないという思いです。その辺の答弁をお願いします。

そして次に、地方自治法の関係でございますが、ただいま部長から回答がありました中で、7月12日の時点で変更しておるので何ら地方自治法に抵触していないということでございますね。この部分につきまして、先ほど申し上げました国交省仕様からメーカー仕様が変わったということが私は変更だということで考えておりますので、この部分は本当にこれで抵触をしないのか。わずか1週間ほどの期間ですね。シビアに考えていったら、これはどうなるのでしょうかね。期間は1週間なのです、変更された期間が。随意契約されたまでのなにか。1週間と言えば、大方1週間ですね、12日から18日の契約ですから。6日間ですね。6日前に変更されているのですよ。それで、12日の時点まで変更されているのですね。変更で再入札されているわけなのですよ。それで、18日に戸田建設と変更のままで随意契約されたのですね。その期間はわずか6日間ですね。その辺の見解というのはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員のご質問のうち、伊丹市の事例につきましてご質問申し上げます。改築と申しますのは古いセンターをこぼって新築という部分がございますので、確かに第1センターの増築については参考にならないというご指摘もあらうかと思っております。そういう意味と直近の事例ということでご説明を申し上げたものでございます。

それと、メーカー標準仕様の点でございますけれども、同等品とかそういうものでなくて、例えば機器類の能力や定格、いろんなものにつきまして国交省のいわゆる全国统一基準によるよりもメーカーの標準仕様によるものが機能、性能が高いものを確保できるということでございまして、購入するような機器類のことでございます。

項目につきましては、例えば冷房のファンコイルユニットとか、チーリングユニットとか、そういうような購入機器類でございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時59分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） それでは、鈴木議員の再度のご質問にお答えいたします。どんな機器についてというご質問でございますが、そもそも機械を変えるということで

なくて、機械の標準仕様を国交省仕様からメーカー仕様ということで、まず大前提がそれでございます。そして、具体的にどんな機器かといいますと、空調機やエアハンドリングユニット、そういうものでございます。そして排気フィルターユニット、加圧給水ポンプ、ガスヒートポンプエアコン、排気ファン、ボイラー、給排気フード、そして空気の出入りを制御する制気口、ダンパー、消火用タンク、貯湯槽、そして便器等の衛生機器、生ごみ処理機、冷温水器、湯沸かし機等でございます。以上15項目でざっとでございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、地元業者育成の件でございますが、これも最初の入札、6月13日の10社での入札ですが、ここには市内業者5社と県内の近隣の5社が入っておりました。ここで辞退ということでございましたので、当然、市内業者が一番近いわけですが、できるだけ県内でもということで、再度の入札、7月12日につきましては県の1号から5社、それから、これも本社のあるところですね、県内に営業所を持つ業者が7社、計12社ということで、地元もそれから近隣も含めて地元業者という、当然市内が一番の地元業者ですが、近くも含めてということで、こういう取り扱いをいたしておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

それから2点目でございますが、随意契約の相手方がなぜ戸田建設かということでございますが、これにつきましては現場管理の関係、それから今後の工期等の関係もございまして、相手方を戸田建設と定めて随意契約をしたものでございますので、これにつきましてもご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

9番（鈴木市朗君） 済みません。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時03分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務部長。

総務部長（北口 守君） 済みません。私、答弁漏れがございました。

まず業者の関係ですが、先ほど申し上げましたように、理由が現場管理や今後の工期等を考えてということでございますので、戸田建設以外の業者というのは考えにございませ

んでした。

それから自治法の関係でございますが、これにつきましては7月12日の入札の仕様と予定価格も変わっていないという解釈をいたしておりますので、随契と中身は変わっていないということでございますし、先ほどの教育委員会の答弁もでございますように、仕様書の変更にも当たらないということでございますので、この条項には何ら触れないというふうに考えております。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） もう最後の質問でございますので、まず第1点目の入札制度ですね。今回、これ、本当に分離発注の盲点をついたような、そういうような形でこの機械設備工事のなりが出てきたわけですが、この辺で地元業者育成ということは当然のことでございますが、やはり地元業者にそれだけの能力がなければ、空調設備から始まって、生ごみ処理設備工事まで、この12項目にわたる工事を市内の業者に、下請として行政の方が本当に育成をしていこうとすれば、そういうような手だてを考えていってあげなければ、いつまで経っても市内の業者というのは仕事がとれないわけですね。

おっしゃることは立派なことをおっしゃるのですよ、行政はね。市内業者の育成のため、また、地元業者に力をつけるためとかいう、そういううたい文句のキャッチフレーズは本当にいいキャッチフレーズなのですが、実際蓋をあけてみると大手の企業ばかりと。東証一部上場企業、あるいは大証一部上場企業、また二部上場企業ばかりが占めているような状況なのですね。だから、本当にどのように業者の育成に今後関わっていこうとされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。次長から15項目にわたる仕様変更について金額的に国交省が指定した額とメーカー標準に変更された場合の金額の差異はいったい幾らだったのですか。

そして次に、建築主体工事をされた戸田建設だけ1社に絞って機械設備工事を随意契約したということですね。本来、これ、原点に立ち戻ったときに、考えたときに、本体建築工事あるいは機械設備工事も付けますよと、他のゼネコンに話をしたときに、この入札というのはかなり大きく変わりますよ。建築主体も機械設備工事も請け負って下さいと。これはもう、原点に立ち戻ったときのことですよ。そしたら、建築主体ももらえる、機械設備ももらえるということで、ゼネコンというのはかなり落としてくると思いますね。そうしたときに、この戸田建設1社だけではなかなか予定価格より40万しか変わらないのですよ。入札執行率が99.9%なのですね。ですから、そういう部分も踏まえたときに、

ちょっとおかしいことじゃないかなということ私は思うわけですが、その辺の考え方はどうなのですか。これで私の質問はできませんので、はっきりと答えていただきたいと思っています。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後の質問だとおっしゃいますので、私も最後の説明をさせていただきます。

地元業者の育成、言葉はきれいですがかなり厳しいです、これは商取引ですから。そうでしょう。契約をすると、大方の業者は市長室にお見えになって、仕事をさせていただくことになりました、よろしく願います。これは社会的な儀礼で挨拶に見えます。絶えず私が申し上げますのは、下請は市内の地元の業者を使ってやって下さいよと。ここまでは言います。固有名詞は出しません。しかし、あくまでもこれは商取引ですから、値段が合わなければよそに持っていくと思いますよ。それは鈴木さんもおっしゃっていられますので、よくわかっていただけたらと思います。それと、なぜ戸田だということなのですが、3回目の入札をすることを鈴木さんがおっしゃっているのですね。機械設備の専門メーカーで2回までやってきた。それでも辞退があった。じゃ、次はゼネコンでやろうかというのと一緒ですよ。それをいとまがないので現場で？ 体工事を担当してくれる業者に随契をしようか、こうなっただけのことでは、他の業者を呼んできてやるのだったら、また3回目の入札ですよ。そうでしょう。それでご理解いただきたいと思います。

以上、私のお答えをさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。価格面というよりは、機能、性能向上ということでただし書きで追記をしたものでございますので、価格については掌握はいたしておりません。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 国交省の仕様からメーカー仕様に変えた。言葉を変えただけで機械を変えたとは申ししていないので、これは厳重に施工図面を出してきますから、効率のよい機械を使うように、まだメーカーは決まっていませんから、言葉を変えて補足したということですからね。十分それは吟味してやりますから、ご心配のないようにきちっと

やります。

議長（荒川泰宏君） これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第76号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第76号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第76号について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第76号工事請負契約について（（仮称）野洲市学校給食センター新築工事（機械設備工事））は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成18年第5回野洲市議会臨時会を閉会いたします。（午前11時13分 閉会）

野洲市議会会議規則第 1 2 0 条の規定により下記に署名する。

平成 1 8 年 8 月 1 日

野洲市議会議長 荒川 泰 宏

署 名 議 員 林 克

署 名 議 員 河 野 司